

令和元年10月25日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車、自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5件
（うち折りたたみ自転車1件、温水洗浄便座1件、
電動アシスト自転車2件、自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 22件
（うちタップ1件、温水洗浄便座1件、キックスケーター1件、
脚立（伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製）1件、
歩行補助車1件、エアコン（室外機）1件、
電動アシスト自転車5件、自転車6件、
食器洗い乾燥機（ビルトイン式）1件、
電気ストーブ（ハロゲンヒーター）1件、折りたたみ自転車1件、
電気洗濯機1件、引戸1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800623、A201800834を除く）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車及び自転車について
(管理番号：A201900659、A201900660)

①事故事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した電動アシスト自転車及び自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(*)を搭載した電動アシスト自転車及び自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなるおそれがあります。

(*)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について、無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,275
合	計		3,431,188

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：0.3%（2019年9月19日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900659、A201900660）発生前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	19	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



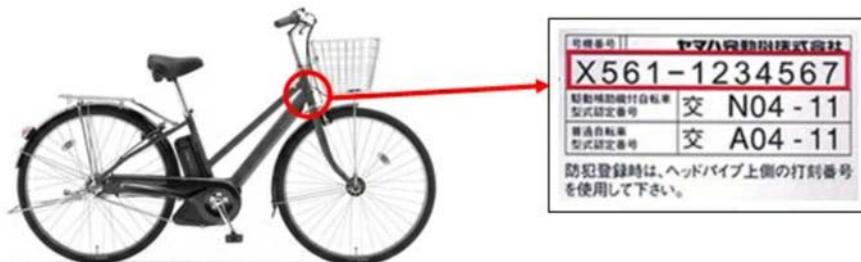
<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、大江

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201800623	平成30年12月13日	平成31年1月15日	折りたたみ自転車	VF6F20	ブリヂストンサイクル株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、胸部を負傷した。調査の結果、当該製品は、メインパイプとヒンジとの溶接が不十分であったため、使用時の衝撃や繰り返し荷重によって溶接部に亀裂が発生し、その後の使用により亀裂が進展し破断に至ったものと推定されるが、使用者が上下方向に過度な繰り返しの衝撃や過大な衝撃が加わるような使用をしたことも事故発生に影響したものと考えられる。	神奈川県	平成31年1月18日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800834	平成31年3月20日	平成31年3月29日	温水洗浄便座	DT-5823U	株式会社INAX(現株式会社LIXIL)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、制御基板上でトラッキング現象が発生したため、出火したものと推定されるが、制御基板の焼損が著しく、トラッキング現象が生じた原因の特定には至らなかった。	愛知県	平成31年4月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900659	令和元年7月29日	令和元年10月21日	電動アシスト自転車	A6D61	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月3日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:0.3%
A201900660	平成31年3月18日	令和元年10月21日	自転車	CU63BT	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右指を負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月4日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:0.3%
A201900664	平成23年2月	令和元年10月21日	電動アシスト自転車	NA63SL	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、左指を負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年3月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900653	令和元年9月11日	令和元年10月21日	タップ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月9日 令和元年10月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900654	令和元年9月21日	令和元年10月21日	温水洗浄便座	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月10日
A201900655	令和元年8月31日	令和元年10月21日	キックスケーター	重傷1名	子供(10歳)が当該製品を使用中、転倒し、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月7日
A201900656	令和元年7月20日	令和元年10月21日	脚立(伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製)	重傷1名	倉庫で当該製品を使用中、転落し、頭部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月10日
A201900657	令和元年9月10日	令和元年10月21日	歩行補助車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月10日
A201900658	令和元年9月11日	令和元年10月21日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	香川県	製造から10年以上経過した製品 令和元年9月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月30日
A201900661	平成27年1月6日	令和元年10月21日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、胸部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月5日
A201900662	平成27年5月4日	令和元年10月21日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走り出そうとしたところ、転倒し、左肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月4日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900663	平成30年5月12日	令和元年10月21日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900665	平成19年4月29日	令和元年10月21日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、左クランクが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900666	令和元年9月23日	令和元年10月21日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から10年以上経過した製品 令和元年10月3日に消費者安全法の 重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月10日
A201900667	平成31年4月20日	令和元年10月21日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	令和元年5月30日に消費者安全法の 重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月11日
A201900668	平成23年2月27日	令和元年10月23日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、前ホークが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年3月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900669	平成23年3月24日	令和元年10月23日	折りたたみ自転車	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品の折りたたみフレーム接続部が破損し、転倒、右膝を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年4月6日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900670	平成26年12月11日	令和元年10月23日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、左足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年1月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900671	平成20年8月16日	令和元年10月23日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成20年8月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900672	平成20年5月12日	令和元年10月23日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、右肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成20年6月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900673	平成26年3月3日	令和元年10月23日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年3月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900674	平成20年1月13日	令和元年10月23日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、右クランクが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成20年2月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900675	令和元年10月2日	令和元年10月23日	電気洗濯機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900676	平成31年2月12日	令和元年10月23日	引戸	重傷1名	使用者(80歳代)がトイレに設置されていた当該製品を開いたところ、転倒し、臀部を負傷した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月10日
A201900677	令和元年9月13日	令和元年10月23日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月10日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

折りたたみ自転車（管理番号:A201800623）



温水洗浄便座（管理番号:A201800834）

